

【資料6】

# 平成30年度飯塚市地域包括支援 センター事業計画

平成30年4月

飯塚市 福祉部 高齢介護課

# 平成30年度飯塚市地域包括支援センター事業計画書

## ○地域包括支援センターの概要

高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のため、また、住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務及び一般介護予防事業」、「包括的支援業務における総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務」、「指定介護予防支援業務」について、平成30年度地域包括支援センター運営方針に基づき実施します。

## ○地域包括支援センターの設置状況

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくためには、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制の構築が必要であります。

そのためには、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することにより、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ることが可能であることから、平成28年度より分割設置を進めております。

平成30年度については、既に設置済みの二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区、飯塚東地区、幸袋地区、穎田地区の6圏域に加え、飯塚・片島地区、鎮西地区、庄内地区の3圏域に地域包括支援センターを新規に設置し、直営センターと合わせ、計10箇所の地域包括支援センターで運営することとなっています。

### (1) 地域包括支援センターの名称等

#### 【直営センター】

■名 称	飯塚市地域包括支援センター
所在地	飯塚市新立岩5番5号
管轄区域	二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区、飯塚東地区、幸袋地区、穎田地区、飯塚・片島地区、鎮西地区、庄内地区を除く飯塚市内全域

【委託センター】

- 名 称 二瀬地域包括支援センター コスモス苑  
所在地 飯塚市伊川1262番地1  
管轄区域 二瀬地区
  
- 名 称 穂波西地域包括支援センター つばき苑  
所在地 飯塚市椿623番地8  
管轄区域 穂波西地区
  
- 名 称 筑穂地域包括支援センター  
所在地 飯塚市長尾911番地1  
管轄区域 筑穂地区
  
- 名 称 飯塚東地域包括支援センター 太陽の郷  
所在地 飯塚市下三緒690番地  
管轄区域 飯塚東地区
  
- 名 称 幸袋地域包括支援センター いずみ苑  
所在地 飯塚市庄司2003番地4  
管轄区域 幸袋地区
  
- 名 称 穎田地域包括支援センター かいた苑  
所在地 飯塚市勢田2593番地65  
管轄区域 穎田地区
  
- 名 称 飯塚・片島地域包括支援センター くぬぎ苑  
所在地 飯塚市相田114番地1  
管轄区域 飯塚・片島地区
  
- 名 称 鎮西地域包括支援センター  
所在地 飯塚市花瀬160番地1  
管轄区域 鎮西地区
  
- 名 称 庄内地域包括支援センター 多田の里  
所在地 飯塚市多田309番地11  
管轄区域 庄内地区

(2) 地域包括支援センターの職員体制 (兼務、嘱託職員、臨時職員を含む。)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	直営センター (飯塚市)	委託センター (H28 年度より委託開始)		
		二瀬	穂波西	筑穂
センター長【直営のみ】 (高齢介護課長兼務)	1 名	—	—	—
管理者	1 名	(1)名	(1)名	(1)名
保健師 (看護師含む)	5 名	2 名	1 名	1 名
主任介護支援専門員	3 名	1 名	2 名	1 名
介護支援専門員	6 名	4 名	2+(1)名	2+(3)名
社会福祉士	3 名	1 名	1 名	1 名
事務職等	7 名	(4)名	1 名	(1)名
合 計	26 名	8 名	7 名	5 名

( ) 内は兼務職員

	委託センター (H29 年度より委託開始)		
	飯塚東	幸袋	穎田
管理者	(1)名	1 名	(1)名
保健師 (看護師含む)	1 名	1 名	1 名
主任介護支援専門員	1 名	1 名	0 名
介護支援専門員	2 名	3+(2)名	1 名
社会福祉士	0 名	1 名	0 名
事務職等	0 名	0 名	1 名
合 計	4 名	7 名	3 名

( ) 内は兼務職員

	委託センター (H30 年度より委託開始)		
	飯塚・片島	鎮西	庄内
管理者	(1)名	(1)名	(1)名
保健師 (看護師含む)	1 名	1 名	1 名
主任介護支援専門員	1 名	1 名	1 名
介護支援専門員	2+(2)名	2 名	2 名
社会福祉士	0 名	1 名	1 名
事務職等	1 名	1 名	0 名
合 計	5 名	6 名	5 名

( ) 内は兼務職員

## ○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

#### （1）総合事業対象者における介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者の方の多様な生活支援ニーズに対応するため、具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供の確保に努めます。

また、一定期間経過後には初期目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 2 一般介護予防事業

転倒リスクや閉じこもり傾向等の何らかの支援を要する者の把握、また、高齢者の生活機能の維持・向上に努めるため、各種教室等を開催します。（高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、脳元気教室、リズムエクササイズ教室、足元気運動教室、音楽サロンなど）

また、平成29年度に引き続き、高齢者が自らの虚弱度に気づくことのできるフレイルチェック及びフレイル予防に取り組むためのプログラムを実施します。

## ○包括的支援業務

### 1 総合相談支援業務

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うため、市内4箇所を設置された在宅高齢者総合相談支援センター（旧在宅介護支援センター）とも連携しながら、高齢者の方やその家族等からの相談に対応し、高齢者の方に対する総合相談の拠点機関として支援を行います。

また、地域の高齢者の見守り活動等を行う市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会との連携を強化していきます。

## 2 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、消費者被害防止及び高齢者虐待の早期発見とその対応を行い、高齢者の方の人権擁護の推進を行います。

また、成年後見制度の周知を図るとともに親族による申立てが円滑に行われるように支援します。

なお、親族による申立てが困難な場合には、市長申立てにつなげていきます。

- (1) 高齢者虐待等に関する相談とその対応
- (2) 消費者被害防止と消費生活センターとの連携
- (3) 成年後見制度の普及・啓発及び利用支援

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりを強化するとともに、医療、保健、福祉などの関係機関と連携して、高齢者の方に対して包括的・継続的な支援を行います。

- (1) 介護支援専門員に対する個別支援
- (2) 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会との連携

## ○指定介護予防支援業務

### 1 指定介護予防ケアマネジメント業務

介護認定を受け、要支援1・2と認定された方が、適切な介護予防サービス等を利用できるように、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

具体的には、利用申込み受付、契約締結、課題分析、介護予防サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画書の交付、サービス提供、モニタリング、評価等の一連業務を行います。